



新たな“KURE産品”の
開発を補助！！

呉市地域産品



開発支援事業

新しく呉市の魅力をアピールする産品の開発にかかる経費の一部を補助し、
商品開発やマーケティングなどに長けたアドバイザーが伴走的に支援します！！

5/7 THU ▶ 6/5 FRI

※17時必着

対象

市内に事業所を有する中小企業・小規模事業者
(個人事業者も含む)

補助額

1件あたり最大50万円(対象経費の2/3まで)

申込

申請書に必要事項を記入の上、
呉市商工振興課まで提出してください



補給対象となる事業

市場で販売等流通していないオリジナリティの高いもので、試作段階の商品を対象とします。令和9年2月26日(金)までに、開発商品の試作を完了し、事業期間中または事業終了後、1年以内に商品化が可能な事業内容で、「呉市の魅力をアピールする特産品または観光資源等を活用した土産品の新商品開発を行う事業」を対象とします。

対象経費、補助率及び上限額

《対象経費》

- ①商品化全般に関するもの
- ②商品化に向けた試験・分析に関するもの
- ③販売に向けた調査に関するもの
- ④産業財産権出願・導入費
- ⑤開発した商品のPR・販路開拓経費

《補助率》

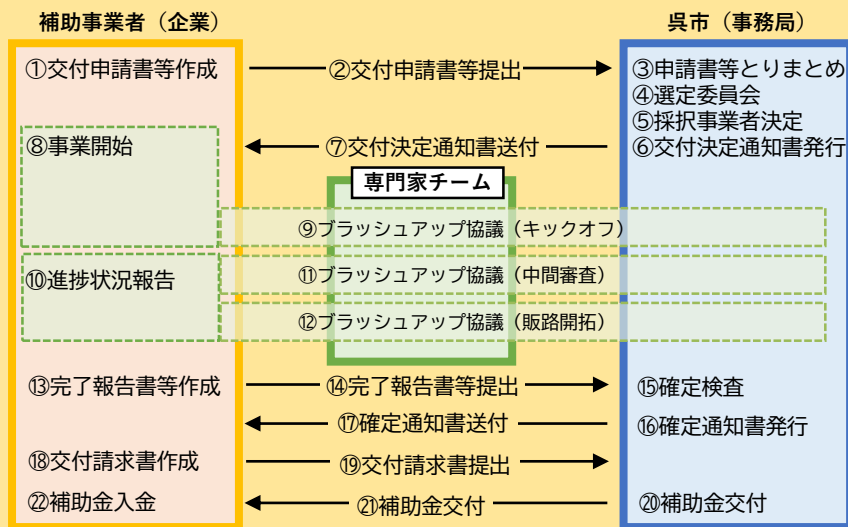
対象経費の3分の2以内(補助金の千円未満の金額は切り捨て)

《上限額》

1事業者あたり50万円

仕組み

本補助金運営事務局として呉市産業部商工振興課が窓口となり、専門家チームとともに以下の仕組みにより支援対象事業者への支援を行います。



応募手続きの概要等

《応募期間》

令和8年5月7日(木)から6月5日(金)17時00分まで

《申請書作成及び提出》

- ① 地域産品開発支援事業補助金交付申請書(第1号様式)
- ② 事業計画書(第2号様式)
- ③ 収支予算書(第3号様式)
- ④ 事業者概要書(第4号様式)
- ⑤ 誓約書(第5号様式)
- ⑥ (法人の場合)履歴事項全部証明書(提出日前3か月以内に発行されたもの)
(個人事業者の場合)開業届・確定申告書の写し等

《提出先》

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号

呉市商工振興課「呉市地域産品開発支援事業開発補助金」事務局 宛

※提出については持参または郵送により受け付けます。

※FAX及び電子メールによる提出は受付できませんので、ご注意ください。

支援事業の選定

選定委員会を開き、補助金の交付対象者を決定します。

予算の範囲内で5事業者を予定しています。

(複数企業が連携して事業実施も可能ですが、補助対象は代表事業者のみとなります。)

補助事業実施期間等

《事業実施期間》

交付決定の日から令和9年2月26日(金)まで

《主な留意事項》

補助経費の用途については、その根拠となる証拠証憑を整理し、本事業終了日の属する年度の翌年度から5年間保存しなくてはなりません。

事業スケジュール

